



福島復興加速への取組



1. 福島復興の現状

(1)福島県の人口	2
(2)福島県における人的被害と避難状況	3
(3)空間線量から推計した年間積算線量の推移	4
(4)避難指示解除の状況等	5
(5)住民意向調査（帰還に関する意向）	6
(6)帰還困難区域における特定復興再生 拠点の整備	7
(7)特定復興再生拠点区域外	10

2. 復興支援政策（法律・税制・予算等）

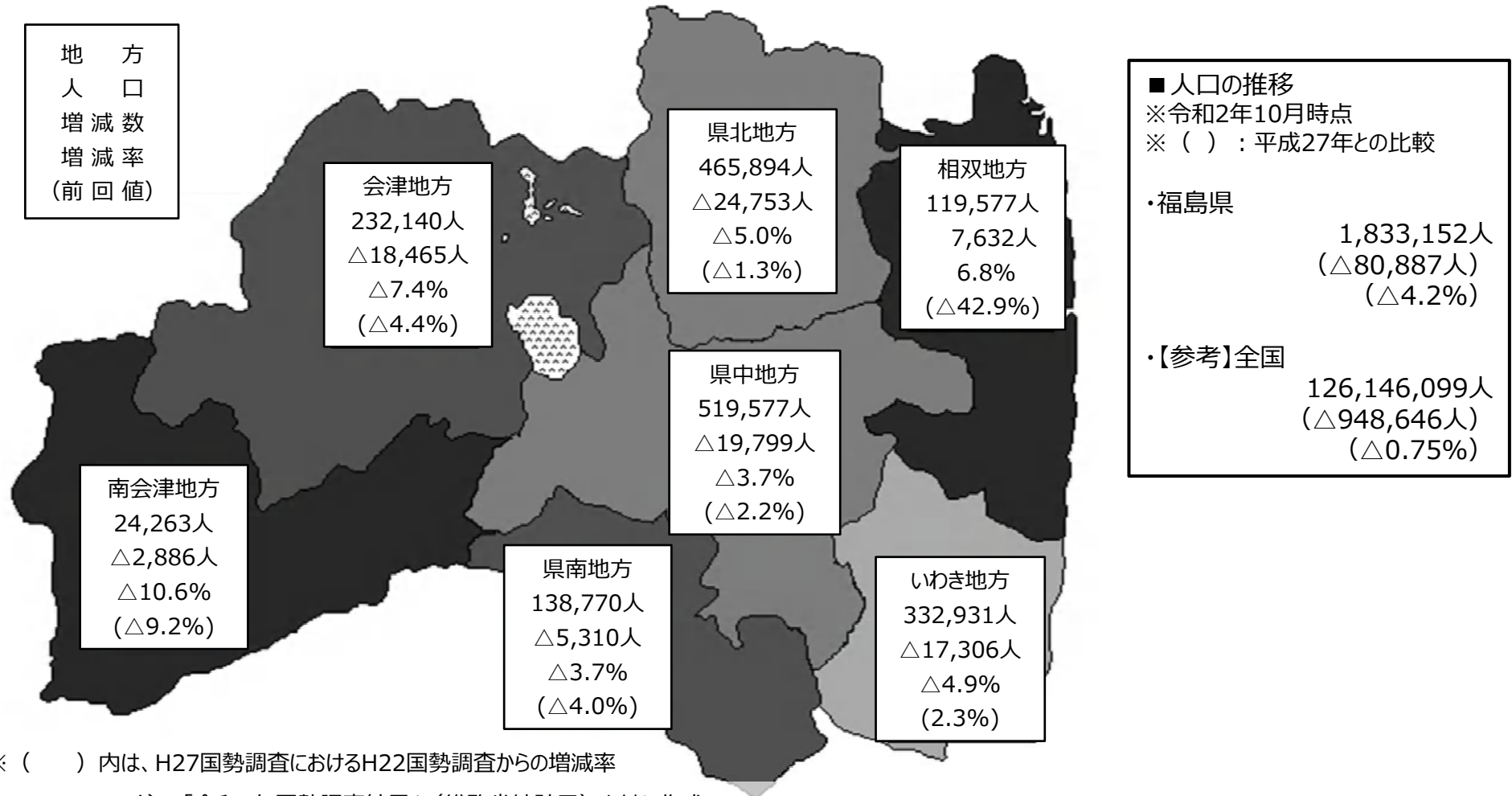
(1)福島復興再生特別措置法の概要	12
(2)復興特区制度	14
(3)令和5年度復興庁予算概算決定のポイント	15
(4)令和5年度税制改正の概要	16
(5)福島再生加速化交付金	17
(6)福島生活環境整備・帰還再生加速事業	22
(7)被災者支援総合交付金	23
(8)福島イノベーション・コースト構想	24
(9)福島国際研究教育機構の概要	25
(10)風評払拭・リスクコミュニケーションの強化	30

3. 個別分野の状況

(1)住宅の確保	34
(2)広域インフラの復旧・整備	35
(3)医療の復興	36
(4)介護の復興	37
(5)教育の復興	38
(6)雇用の状況	39
(7)被災地における雇用支援	40
(8)産業の復興	41
(9)農林水産業の再開	44
(10)観光客の推移	46
(11)除染等の進捗状況	47
(12)中間貯蔵施設の整備等	48

1.(1)福島県の人口

- 国勢調査に基づく令和2年10月1日現在の福島県の人口は1,833,152人で、前回調査（平成27年：1,914,039人）と比較すると△80,887人（△4.2%）。
- 方部別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で前回調査から7,632人（6.8%）増加している。一方で、震災前の前々回の調査（平成22年：195,950人）から76,373人（△39.0%）の大幅な減少。

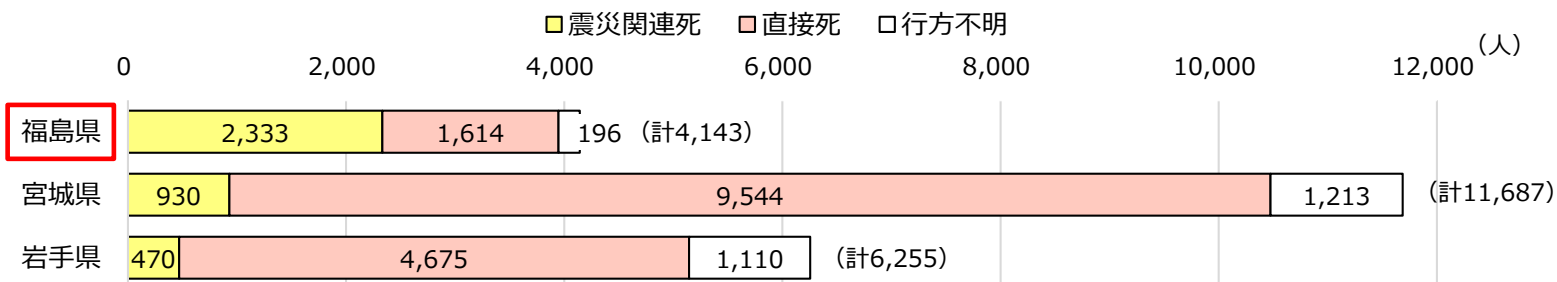


注：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成

1.(2)福島県における人的被害と避難状況

- 福島県内において、直接死者数が1,614人に対して、震災関連死者数は2,333人。
岩手、宮城両県と比べて震災関連死者数(※)が直接死者数を上回っていることが特徴。
※震災関連死とは、地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること。
- 福島県全体の避難者数は、令和4年11月現在 約2.8万人。

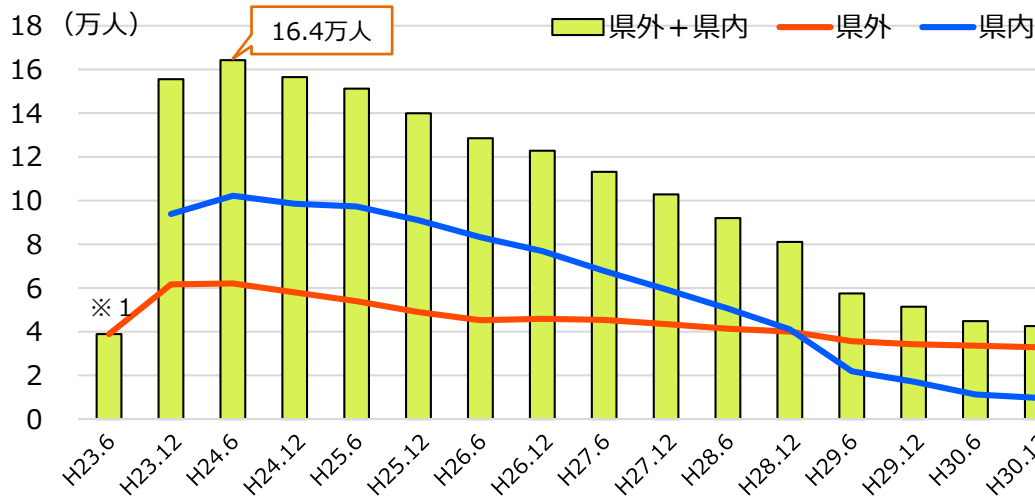
1.福島県の人的被害



震災関連死者数
→令和4年3月31日現在
(復興庁発表資料より)

直接死および行方不明者数
→令和4年2月末現在
(警察庁発表資料より)

2.福島県全体の避難者数の推移



令和4年11月1日現在 **県外避難者…21,392人**
県内避難者… 6,392人
(福島県発表資料より)

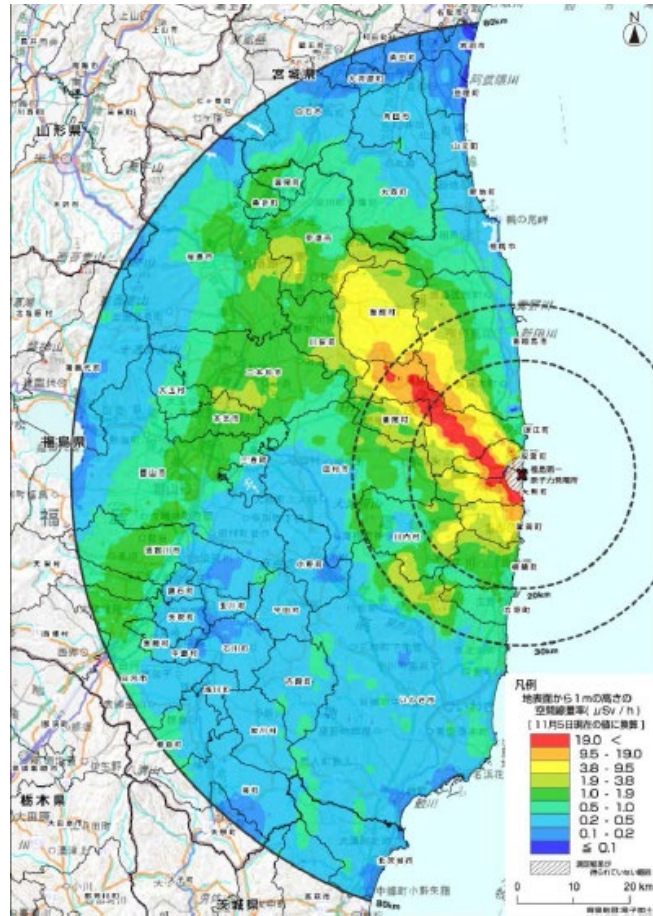
※1 県内データなし

※2 新型コロナウイルスの影響
でR2.6データなし

※3 資料公表頻度の変更に
よりR4.6データなし
(今後は状況により同時期の
データを掲載予定)

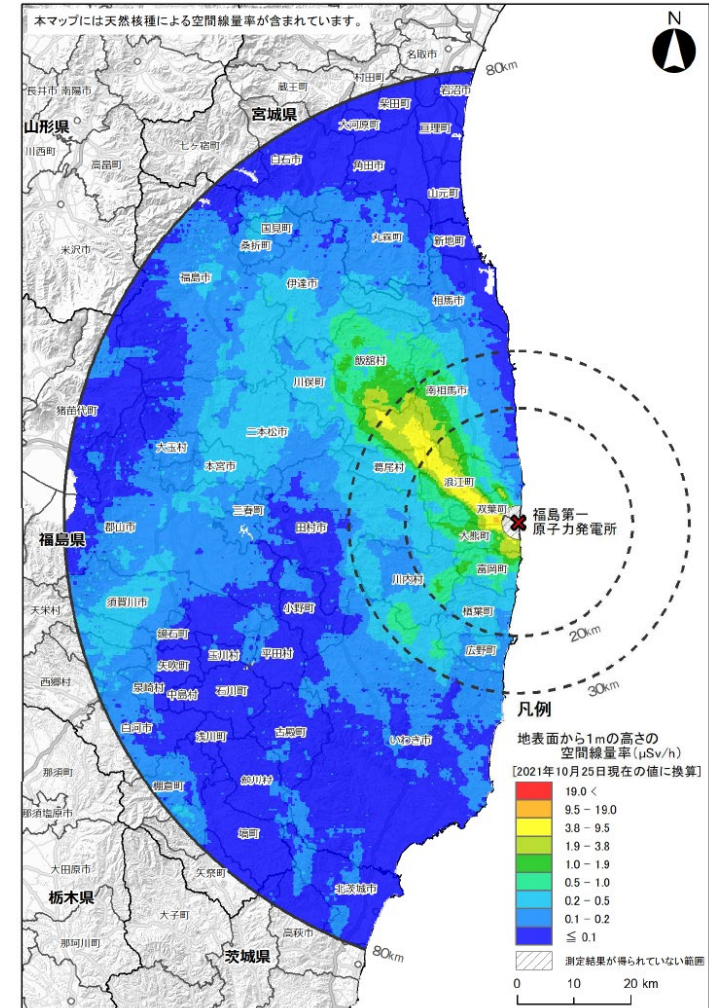
1.(3)空間線量から推計した年間積算線量の推移

- 福島第一原発から80km圏内の面積に占める地表面から1mの高さの空間線量率が $0.2\mu\text{Sv/h}$ より大きいエリアの面積は、約96%（2011年11月）から約27%（2021年10月）まで減少。



〔 2011年11月5日時点の線量分布 〕

10
年
後



〔 2021年10月25日時点の線量分布 〕

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。

（出典）原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

1.(4)避難指示解除の状況等

- 平成25年8月、避難指示区域の見直しが完了。
- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除。
- 福島復興再生特別措置法の改正（平成29年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能に。
- 帰還困難区域内に定められた特定復興再生拠点区域の一部でも、避難指示を解除。

I 避難指示解除の状況

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 平成26年4月1日 | 田村市 |
| (2) 平成26年10月1日 | 川内村（一部地域） |
| (3) 平成27年9月5日 | 楢葉町 |
| (4) 平成28年6月12日 | 葛尾村※1 |
| (5) 平成28年6月14日 | 川内村 |
| (6) 平成28年7月12日 | 南相馬市※1 |
| (7) 平成29年3月31日 | 飯舘村※1、川俣町、浪江町※1 |
| (8) 平成29年4月1日 | 富岡町※1 |
| (9) 平成31年4月10日 | 大熊町※1 |
| (10) 令和2年3月4日 | 双葉町※1、※2 |
| (11) 令和2年3月5日 | 大熊町※2 |
| (12) 令和2年3月10日 | 富岡町※2 |
| (13) 令和4年6月12日 | 葛尾村※3 |
| (14) 令和4年6月30日 | 大熊町※3 |
| (15) 令和4年8月30日 | 双葉町※3 |

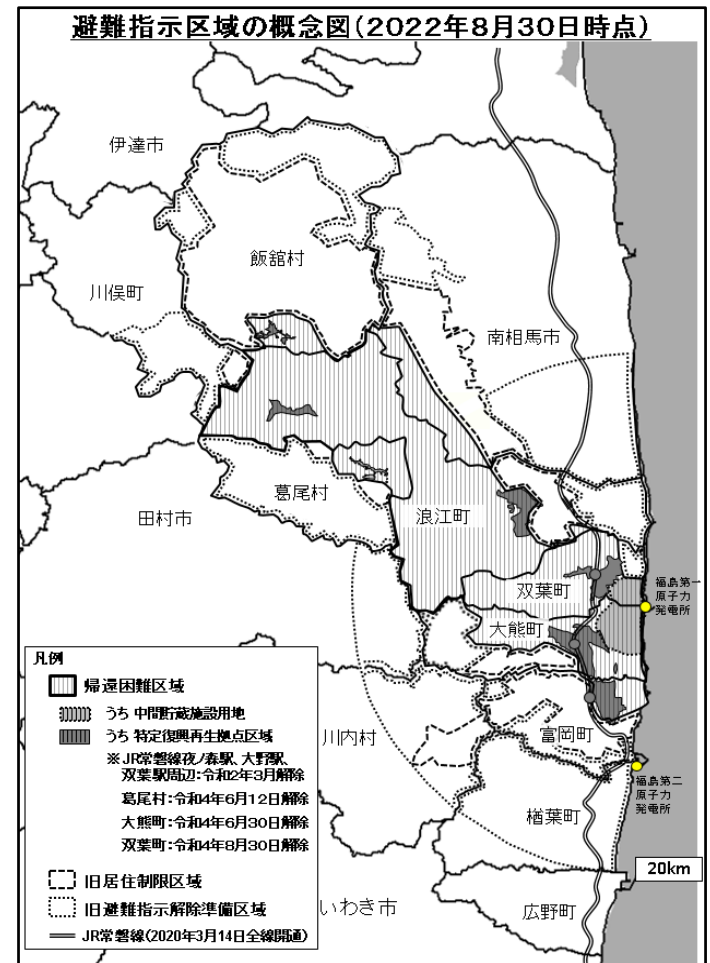
【凡例】

- ※1：帰還困難区域を除く避難指示区域の解除
- ※2：特定復興再生拠点区域の一部解除
- ※3：特定復興再生拠点区域の解除

II 避難者の状況（令和4年3月31日時点）

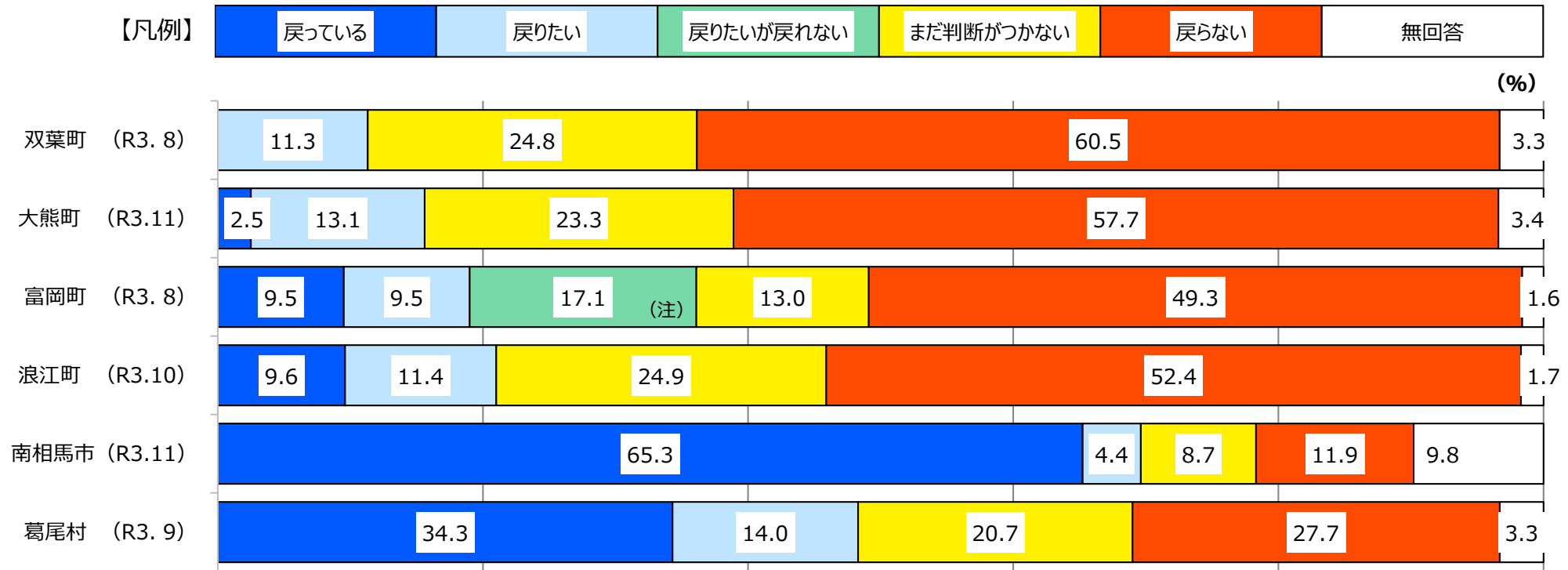
避難指示区域からの避難対象者：約2.1万人

※ 市町村から聞き取った情報（令和4年3月31日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計



1.(5)住民意向調査（帰還に関する意向）

- 避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。
- 福島県内の12市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。
（令和3年度は双葉町・大熊町・富岡町・浪江町・南相馬市・葛尾村で実施）
- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として活用。



※ 市町村名の（ ）内は調査実施時期

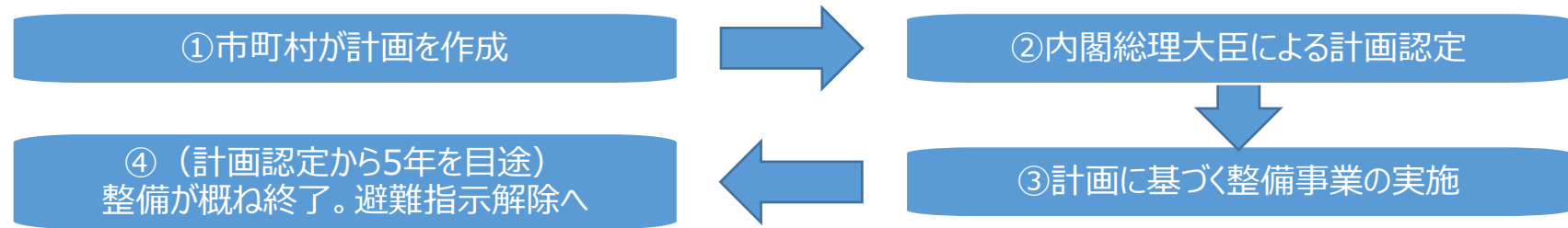
※ 凡例は市町村ごとに便宜的に一部加工あり

※ 「令和3年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（令和4年2月18日復興庁公表）を基に作成

（注）「戻りたいが戻れない」の選択肢は富岡町のみ

1.(6)帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備①

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017.5）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。
- 既に6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。町村、県、国が一体となった「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進。



■計画の認定基準

項 目	内 容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

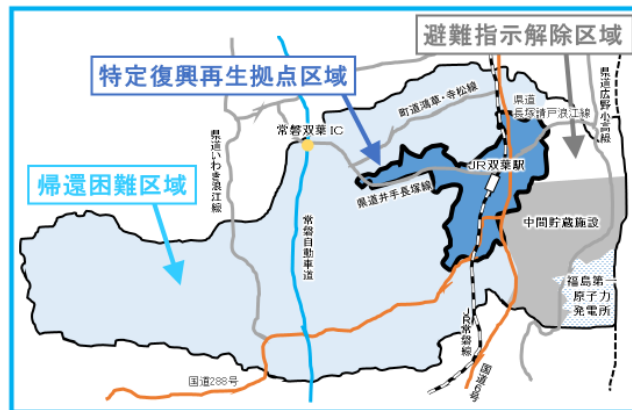
- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

1.(6)帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備②- 1

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 2022年6月に葛尾村、大熊町における避難指示を解除。同年8月に双葉町の避難指示を解除。
- 2023年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。

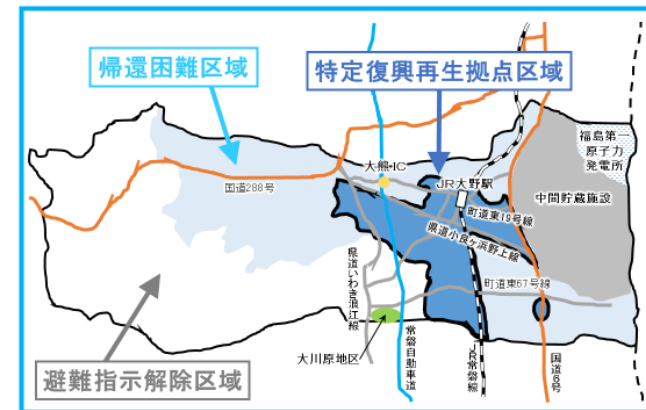
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

-
- This map illustrates the designated evacuation routes and areas for the Kanto region. It shows the following features:
- 特定復興再生拠点区域 (Designated Revitalization Hub Area):** Indicated by a blue arrow pointing to a blue-shaded area in the center.
 - 帰還困難区域 (Return-Difficult Area):** Indicated by a light blue shaded area to the east of the hub.
 - 避難指示解除区域 (Evacuation Instruction Cancellation Area):** Indicated by a grey arrow pointing to a grey-shaded area on the left.
 - Key Locations and Roads:**
 - 常磐富岡 IC (Tohoku-Futaba IC)
 - JR夜ノ森駅 (Yano-Mori Station)
 - JR富岡駅 (Futaba Station)
 - 国道自動車道 (National Route Expressway)
 - 県道小野宮岡線 (Prefectural Road Ono-Miyaoka Line)
 - 県道小良ヶ浜野上線 (Prefectural Road Ogura-Nomoto Line)
 - 県道正野小宮線 (Prefectural Road Masano-Komiyama Line)

-

-
- The map shows the designated disaster-stricken area (blue shaded region) and the designated area for disaster recovery and regeneration (orange shaded region). The designated disaster-stricken area includes the villages of Hamaoka, Kashiwa, and Kashiwa. The designated area for disaster recovery and regeneration includes the village of Kashiwa. The map also shows the location of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant and the surrounding area.
- 特定復興再生拠点区域
- 帰還困難区域
- 国道399号
- 県道浪江三春線
- 村道柏原岡掛線
- 林道野行大笹線
- 村道野行岩角線
- 村道落合下野行線
- 避難指示解除区域

- 9

1.(7)特定復興再生拠点区域外 ①拠点区域外の避難指示解除に向けた対応の経緯

- 2020年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域についても、2020年3月のJR常磐線運行再開にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部を解除。2022年に葛尾村、大熊町、双葉町と同区域全域を解除。引き続き、2023年の富岡町、浪江町、飯舘村の同区域全域の解除に向けた取組を実施中。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。



(1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。(R3.8.31)

(2) 土地活用したいとの要望への対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする、新たな仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。
(R2.12.25)

1.(7)特定復興再生拠点区域外 ②拠点区域外への帰還・居住に向けた基本的方針

- 令和3年8月31日、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を政府の基本的方針として決定。
- 今後、基本的方針に基づき、関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進。

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期するため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。

2.(1)福島復興再生特別措置法の概要

（公布：2012年3月31日
改正：2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日
2020年6月12日、2022年6月17日）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（閣議決定）

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画（県知事が作成・内閣総理大臣が認定）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
 - ② 公共施設の清掃等を国が実施
 - ③ 事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
 - ④ （特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施 等
- ※ 特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画（市町村長が作成・内閣総理大臣が認定）に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ① 帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ② 一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、（公社）福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ・風評払拭への対応（農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等）
- ・風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
 - ① ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
 - ③ （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

2.(1) (参考)「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)〔令和3年3月9日閣議決定〕

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要

⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備等
・最終処分に向けた減容・再生利用等・特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住の促進 ・被災者支援の継続
・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

2.(2)復興特区制度

○ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき、地方公共団体が作成し内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画のもと、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進。

《税制上の特例》

事業者の税負担の軽減、免除

- ・事業用設備等の特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者等に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入（再投資時の即時償却）
- ・開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除

復興推進計画（税制上特例）	業種	集積区域
ふくしま産業復興投資促進特区 （福島第2号計画）	①製造業 ②農林水産業	44市町村（※1）
サンシャイン観光推進特区 （福島第7号計画）	観光関連産業	いわき市
ふくしま観光復興促進特区 （福島第55号計画）	観光関連産業	44市町村（※1）
津波被災地復興商業特区 （福島第71号計画）	商業施設の集積に関わる産業等	いわき市
ふくしま産業復興投資促進特区 （福島第131号計画）	①製造業 ②農林水産業	15市町村（※1）
ふくしま観光復興促進特区 （福島第132号計画）	観光関連産業	8市町村（※1）

（※1）集積区域の詳細については各復興推進計画に定められた区域。

税制の特例を講ずる事業者の指定件数総数	業種別	製造業 （食品製造業除く）	農業・林業・水産業	卸売業・小売業	食品製造業	運輸業等	その他
		1,285件	232件	237件	159件	115件	738件
	特例別	事業用設備等の特別償却又は税額控除 （特区法37条）	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%の税額控除 （特区法38条）	開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除 （特区法39条）	新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入 （特区法40条）		
2,766件		1,660件	1,052件	53件	1件		

【税制の特例を講ずる事業者の指定件数の累計（R4.3.31時点）】

《金融上の特例》

事業者への低利融資

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給（5年間 補給率0.7%以内）

特例対象事業者数	122件
対象事業の融資見込額	2,118億円
対象事業の投資見込額	4,415億円
新規雇用予定者数	3,875人

【金融上の特例の認定を受けた数値の累計（R4.12.31時点）】

《規制・手続等の特例》

地方公共団体や事業者の負担軽減

規制・手続等の認定を受けた特例と活用件数

- ①医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（福島第1号計画）
↳緩和を受けた件数：4件
- ②地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和（福島第3号計画）
↳緩和を受けた件数：9件
- ③医療機関・介護施設等に係る基準等の特例（福島第3号計画）
↳特例を受けた件数：4件
- ④公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和（福島第17号計画）
↳特例により譲渡された公営住宅戸数：109戸
- ⑤応急仮設建築物の存続期間の延長の特例（福島第5号計画、福島第18号計画）
↳特例を受けた件数：212件

【規制・手続等の認定を受けた数値の累計（R4.3.31時点）】

2.(3)令和5年度復興庁予算概算決定のポイント

令和5年度概算決定額（復興庁所管）：5,523億円 [前年度予算額：5,790億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

被災者支援：249億円

避難生活の長期化等に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

被災者支援総合交付金	(102億円)	
被災した児童生徒等への就学等支援	(23億円)	
緊急スクールカウンセラー等活用事業	(16億円)	
仮設住宅等	(7億円)	
被災者生活再建支援金補助金	(20億円)	
地域医療再生基金	(24億円)	等

産業・生業(なりわい)の再生：339億円

ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災県への水産に係る加工・流通・消費対策や福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

水産業復興販売加速化支援事業	(41億円)	
被災地次世代漁業人材確保支援事業	(7億円)	
福島県農林水産業復興創生事業	(40億円)	
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業	(16億円)	
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	(141億円)	
福島県における観光関連復興支援事業	(5億円)	等

住宅再建・復興まちづくり：476億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

家賃低廉化・特別家賃低減事業	(219億円)	
社会資本整備総合交付金	(116億円)	
森林整備事業	(44億円)	
災害復旧事業	(75億円)	
ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業	(1億円)	等

原子力災害からの復興・再生：4,170億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

特定復興再生拠点整備事業(436億円)	被災地次世代漁業人材確保支援事業(7億円)	
福島再生加速化交付金(602億円)	福島県農林水産業復興創生事業(40億円)	
放射線物質汚染廃棄物処理事業等(730億円)	除去土壌等適正管理・原状回復等事業(169億円)	
中間貯蔵施設事業(1,786億円)	風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円)	
原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業(3億円)		等

創造的復興：236億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の構築、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

福島国際研究教育機構関連事業(145億円)	福島イノベーション・コースト構想関連事業(61億円)	移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
福島県高付加価値産地展開支援事業(27億円)	「新しい東北」普及展開等推進事業(3億円)	

- ※ 上記のほか、東日本大震災の教訓継承事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(51億円)を計上
- ※ ALPS処理水の処分に伴う対策のうち、復興特会においては、被災地又は被災者に対する事業を計上
- ※ 福島国際研究教育機構に係る予算については、別途、各省一般会計にも運営費(1億円)を計上(全体で146億円)

2.(4)令和5年度税制改正の概要

- 復興庁より令和5年度税制改正の概要を発表（令和4年12月23日付）。
- 福島国際研究教育機構に係る税制特例の創設及び既存の特例の延長。

1. 福島関係

(1) 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置の創設

改正の概要

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を創設。

(2) 福島国際研究教育機構等との試験研究に係る税制上の所要の措置の創設

改正の概要

企業等が福島国際研究教育機構等と共同して試験研究を行った場合又はこれらの者に委託して試験研究を行った場合に、法人税額等について、所要の措置を創設。

(3) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

改正の概要

避難解除区域等^(注)内において、土地集約化事業のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合に、土地等を譲渡した者の所得税等を軽減する措置の適用期限を令和7年12月31日まで3年延長。

(注) 避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域

(4) 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長

改正の概要

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある農用地等を取得した場合、所有権移転登記に係る登録免許税の税率を20/1000から10/1000に軽減する措置の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長。

※ 福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

(5) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長

改正の概要

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合、不動産取得税の課税標準（取得した土地の価格）の3分の1相当額を控除する特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長。

※ 福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

2. 被災代替資産関係

被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

改正の概要

東日本大震災により滅失又は損壊した船舶（漁船）に代わるものとして取得等をして事業の用に供した場合における特別償却（船舶（漁船）24%（中小企業者等の場合））の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長。

※ これまで対象資産であった建物、構築物、機械・装置については、令和4年度末までに事業の用に供することができない場合であっても、事業者の責に帰さない事由によって事業の用に供することが遅れた場合には、従前の特例措置が適用できるよう令和6年度末までの経過措置を設ける。

2.(5)福島再生加速化交付金

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援。

【令和5年度概算決定額：602億円】

◇対象区域：避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

◇福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

2.(5)福島再生加速化交付金＜帰還・移住等環境整備(移住・定住促進事業)＞

事業目的

原子力災害被災地域（12市町村）は、住民帰還も徐々に進展しているものの、人口減少に歯止めがかからず、若者、子育て世代等、産業・労働の担い手が不足している。

こうした状況を打開するためには、これまで進めてきた帰還促進策に加え、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大を図るなど、新たな活力を呼び込むための施策を実施することが必要不可欠。

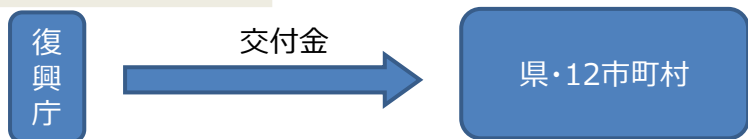
政策的な位置づけ

- **福島復興再生特別措置法**（R2.6.12 改正法公布）
（第三十三条）避難指示・解除区域市町村…の長…若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村…の長と福島県知事は共同して…、住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画を作成することができる。
- **「福島復興再生基本方針」**（R3.3.26 閣議決定）
地方公共団体の意見を踏まえつつ、地域の魅力や創意工夫を最大限引き出しながら新たな活力を呼び込むため、当該交付金を活用した地方自治体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援をはじめ、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県、避難指示・解除区域市町村、民間事業者等における取組を支援する。

期待される効果

被災地域以外からの移住・定住の促進等を支援することにより、被災12市町村の居住人口の増加、賑わいの再生・創出、行財政基盤の強化等を促進することで、福島の復興・再生を加速化することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

（１）地方自治体の自主性に基づく事業への支援

福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づく下記のような移住促進事業について支援。

- **魅力ある働く場づくり**
社会課題の洗い出し・見える化によるコミュニティビジネスなどの創業支援や就業支援、リモートワークの推進、コワーキング・ネットワーク環境の整備 等
- **移住者の呼び込み、生活環境整備**
移住希望者のそれぞれのニーズに対応するための情報発信・相談体制の充実・強化やコミュニティ・移住者間のつながりの深化、住まいの確保を中心とした生活環境の支援 等

（想定される主な事業項目と実施例）

情報発信・呼び込み	・移住に特に関心の高い層への情報発信 ・移住希望者向けの相談窓口の体制整備
住まい	・移住者のための住まいの確保
仕事	・兼業者・副業者、二地域居住者の呼び込み ・地域の課題解決の担い手の呼び込み ・コワーキングスペース・交流拠点の整備 ・海外・外資系企業や農業法人等の誘致
体制	・まちづくり会社等への外部人材の確保

（２）移住者等に対する個人支援

福島県外からの復興・再生を支える新たな活力として、12市町村への移住等に関心のある者を直接後押しするため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を支給。

※ 上記の支援のほか、国・福島県・各市町村が一体となった体制を構築することにより、移住促進を強力に推進。

2.(5)(参考)福島再生加速化交付金＜移住・定住の促進＞

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「**復興の担い手**」となる**移住人材の確保が必要**。
 - **全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等を呼び込む戦略が必要**。
- ➡ ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**（令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充）
 ② ふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**
 ③ 移住関心層への直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金**を給付

12市町村による取組事例

○ 住まいの確保への支援

移住者が居住を目的として空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

○ 相談体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

○ 移住体験ツアーの実施

移住後の生活をイメージできるようにするために移住体験ツアーを実施

ふくしま12市町村移住支援センターによる情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するwebサイトとSNSを運用
- webサイト上にふくしま12市町村を勤務地とする移住者向けの求人情報を公開
- タレントを活用した動画プロモーションや12市町村を体験する移住ツアー開催など様々な形で福島での働き方、暮らし方に関する情報を発信
- 移住者が住まいを確保しやすくするために、空き家物件や家賃相場等の住まいに関する情報を発信

個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金**を給付

2.(5)福島再生加速化交付金〈福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援事業)〉

事業概要・目的

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に關する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁



各市町村
県

事業イメージ・具体例

- (1) 対象自治体
福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県
- (2) 事業メニュー
 - ①地域の魅力向上・発信事業
 - 【情報発信事業】
 - ・ 風評動向調査、体験等企画実施、情報発信コンテンツ作成、ポータルサイト構築
 - 【人材活用事業】
 - ・ 企画立案のための外部人材の活用、地域の語り部の育成
 - ②関連施設の改修
地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修
- (3) 交付率 1/2※
※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
(別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり)

2.(5)福島再生加速化交付金（実施例）

帰還・移住等環境整備

生活拠点整備

- （浪江町、双葉町ほか）
・復興拠点や住宅環境、防災拠点施設の整備など。



生活環境の向上対策

- （浪江町、葛尾村ほか）
・水道施設の整備など。



健康管理・健康不安対策

- （浪江町、富岡町ほか）
・相談員の育成・配置、個人線量計の配布、自家消費野菜の放射線測定事業など。



社会福祉施設整備

- （大熊町）
・幼保連携型認定こども園の新設。



農林水産業再開のための環境整備

- （飯舘村、富岡町ほか）
・木質バイオマス施設や農業用水路施設の整備など。



商工業再開のための環境整備

- （大熊町、双葉町ほか）
・産業交流施設の整備など。



移住等の促進

- ・移住支援金及び起業支援金の給付、移住施策推進の体制整備、移住・定住の情報発信、移住者の住まいの確保に関する支援など。

長期避難者生活拠点形成

避難者の居住の安定確保

- ・復興公営住宅を整備。



福島定住等緊急支援

子どもの運動機会の確保

- （浪江町、田村市ほか）
・運動施設、公園の整備等、子どもが安心して運動できる環境を整備。



地域の魅力向上・発信

- （南相馬市、浪江町ほか）
・風評動向調査、地域の魅力を発信するコンテンツ（動画等）作成、ポータルサイト構築、体験等企画実施（モニターツアー、イベント等）など。

その他

既存ストック活用まちづくり支援

- ・空き地・空き家等を活用したまちづくり支援。

浜通り地域等産業発展環境整備

- ・福島イノベ構想の推進に係る交流人口・関係人口拡大に向けた取組や、新たな起業・創業を支援

水産業共同利用施設復興促進整備

- ・荷さばき施設、水産加工処理施設などを整備

2.(6)福島生活環境整備・帰還再生加速事業

事業概要・目的

※対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
【令和5年度概算決定額：80億円】

- 避難指示に起因し機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復。
- 避難解除区域への住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

<生活環境の整備（機能回復）：活用事例>

○道路舗装等機能回復事業

避難指示により、長期間管理不能状態であった道路の舗装等の機能回復を実施。

○地域交流センター復旧事業

住民サービスの提供等を行う支所機能や、住民の交流の場としての施設の復旧を実施。



<避難区域の荒廃抑制・一時帰宅支援：活用事例>

○防犯・防災パトロール事業

犯罪防止や災害・火災等の早期発見を目的に区域内のパトロールを実施。

○有害鳥獣捕獲事業

一時帰宅する町民の安全確保を図るため、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲及び処分等を実施。



<地域コミュニティ機能の維持・確保：活用事例>

○「ふたばワールド」

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、各地に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、復興に向けた意識を醸成。



○復興交流ツアー事業

不安の払しょくと地域の現状・将来展望に対する理解を深めるとともに、住民同士のコミュニティ維持を図ることを目的としたツアーを実施。

<生活基盤施設・サービスの代替・補完：活用事例>

○診療所非常勤医師派遣事業

市立診療所へ民間病院から非常勤医師を派遣し、医療体制を確保。



○生活交通整備事業

役場や文化交流センターを含む生活関連施設への交通手段を確保するため、町内を循環する路線バスを運行。



2.(7)被災者支援総合交付金

- 平成28年度に創設され、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援を実施。

【令和5年度概算決定額：102億円】 ※福島県以外も対象

「被災者支援総合事業」の各事業（所管：復興庁）

住宅・生活再建支援 恒久住宅確保や生活再建の見通しが立たない方への「**住宅・生活再建に向けた相談支援**」

（例）住まいの確保に関する電話・訪問による相談対応等（福島県）

コミュニティ形成支援 災害公営住宅等における「**コミュニティづくり**」の支援

（例）専門職を派遣し、住民主体で運動や交流を行う通いの場づくりを展開
将来的に専門職なしでも通いの場が継続されるよう、住民リーダーを育成（葛尾村）



心の復興 被災者が**主体的**に行う「**孤立防止や生きがいづくり**」の支援

（例）各地域で物作り講師の育成を図り、地域住民自らが活動を持続できるよう促進
（NPO法人東北の造形作家を支援する会）



被災者生活支援 被災者への「**日常生活**」の支援

（例）・デマンド交通による医療施設や公共機関等への高齢者などの送迎（川内村）
・商業施設や医療機関等への移動支援としてコミュニティバスを運行（双葉町）

積み木ギフトの制作や、
アート共同制作を通じた生きがい作り
（富岡町、避難先の郡山市）

被災者支援コーディネート 被災者の課題やニーズの把握、整理、支援者とのマッチング

（例）福島県内各地域を訪問するコーディネータを配置（一般社団法人 ふくしま連携復興センター）

県外避難者支援 県外避難者の帰還や生活再建への支援

（例）全国各地で相談窓口を設置、避難先での相談・交流会を開催、避難者向けに情報誌を戸別送付（福島県）

2.(8)福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 2019年12月、復興庁、経産省、福島県が産業発展の青写真をとりまとめ、これを受け、同法に基づく「重点推進計画を変更（翌年5月総理大臣認定）。同月の同法改正では、イノベ構想の推進を軸とした、産業集積の促進のための規定（イノベ税制、イノベ機構への国職員派遣規定、実証の相談援助規定）を設けた。
- 重点分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。福島ロボットテストフィールドが2020年3月末に全面開所。世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設においても同月に水素の製造を開始。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が2020年9月開館。入館者が約10万人超。（2022年3月時点）
- 本構想をさらに発展させるため、福島国際研究教育機構の設立に向けて、2022年5月、福島復興再生特別措置法を改正。同年8月、本機構の研究開発等に係る基本計画を策定。同年9月、機構の立地を浪江町に決定。

重点6分野の取り組み

廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



楡葉遠隔技術開発センター

エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業創出
- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究
フィールド（FH2R）（浪江町）

ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類をみない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summitの一部競技を開催（2021年10月）



福島ロボットテストフィールド
（南相馬市、浪江町）



ドローンの試験飛行

農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組
（無人走行トラクター）



ワンダーファームの
トマト栽培

医療関連

航空宇宙

…2020年5月に重点分野に追加

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

2.(9)福島国際研究教育機構（令和5年4月設立予定）の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとするとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

主務大臣として共管

7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるよう必要な予算を確保

福島国際研究教育機構(F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
〔福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人〕

理事長予定者：山崎光悦（前金沢大学長）

理事長のリーダーシップの下で、研究開発、産業化、人材育成等を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境（国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備）
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
- 地域の未来を担う若者世代
- 企業の専門人材等

に対する人材育成

司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画（R4.8.26策定）

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ドローン



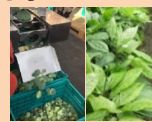
遠隔操作ロボット

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



生産自動化システム等の実証



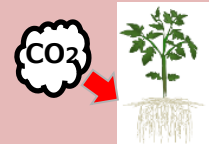
有用資源の探索・活用

【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



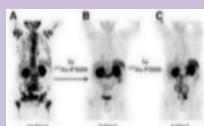
水素エネルギーネットワークの構築・実証



ネガティブエミッション技術

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



新しいRI医薬品によるがん治療



超大型X線CT装置（ものづくりDX）

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等

放射性物質の環境動態研究



<機構及び仮事務所の立地>

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

本施設：浪江町川添地区

仮事務所：浪江町権現堂地区公有施設

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

2.(9)(参考)新産業創出等研究開発基本計画の概要①（考え方）

令和4年8月26日
内閣総理大臣決定

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第90条第1項に基づき、内閣総理大臣が、福島復興再生基本方針に即して定める新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画。

我が国の現状

- 我が国は、バブル崩壊後、経済再生に取り組んできたが、グローバルな競争環境等が激変する中で、**30年以上にわたる長期停滞から脱することができずにいる**。この停滞を今こそ打破し、イノベーションを軸とした思い切った成長政策を通じて**経済成長を実現し、大変革を進めていかなばならない**。
- デジタル改革やグリーン成長戦略など、課題解決に向けた政策を推進しているが、我が国が国際競争で再び優位性を発揮するためには、こうした政策を総動員し、**地位の顕著な低下が指摘される科学技術力を、短期間で世界トップレベルに引き上げ、日本再生の原動力としていく必要がある**。

福島からはじめる意義

- 原子力災害の被害を最も大きく受けた福島においては、これから復興・再生が本格的に始まる時期となる。
- 福島イノベーション・コースト構想による先行的な取組により、福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドなど、これからのイノベーションの起点となる技術の蓄積が始まっている。
- 廃炉や放射性物質による汚染などの課題を解決し、さらに強みとなる領域を開拓し、発信・普及していくことを通して、日本そして世界の課題解決にも貢献できる。
- **機構が中核となって行う取組を、新しい日本を創るリーディングプロジェクトと位置づけ、国の総力を挙げて推進していく**。

機構が中核的な役割を担うために行う取組

【国によるリーダーシップ】

- 機構の柔軟かつ大胆な運営を確保するためのトップマネジメントを強化するとともに、省庁の縦割りを排して政府一丸となってこれを支援する体制を整備する。
- イノベーションの創出には、中長期を見据えた研究開発が不可欠であり、安心して研究に専念できるよう、組織的かつ財源的にも長期・安定的な運営体制を構築する。
- 復興庁の総合調整機能の下で、復興財源等を活用することにより、可能な限り速やかかつ円滑な機構の立ち上げに取り組む。

【中長期の研究開発を支援する体制整備】

- 複数年にわたる研究開発等を円滑に実施するため、予算単年度主義の弊害を排し、様々な手法を用いて、長期・安定的な財政基盤を確保する。
- 復興庁の設置期間終了後であっても、複数省庁を束ね、横串を刺して総合調整の役割を果たす司令塔機能を引き続き政府内に確保する。

【実証や社会実装の推進】

- 研究成果の社会実装等を進め、産業構造や社会システムの転換につながるイノベーションを起こし、その循環により国内外の資金や人材を呼び込む。
- 福島にしかない多様な実証フィールド等を最大限活用するとともに、他の地域ではできない実証等を可能とする規制改革を推進する。

【研究人材の確保・育成】

- 成果や能力に応じた柔軟な給与等の水準、研究補助者の確保を含む充実した研究環境、若手や女性などの研究者が活躍しやすい環境等を実現する。
- 多くの人材が技術革新をリードし社会改革を成し遂げることが重要であるため、連携大学院制度の活用や、高等専門学校との連携、小中高校生向けの教育プログラムの開発を行い、地域の未来を担う若者世代等の人材育成も進めていく。

⇒ **有力な研究者や起業家が集結し、イノベーションの創出が自律的に加速する好循環を形成**
新しい時代を夢見る研究者、起業家が福島の地に集い、実証・実装の成果を各地に展開することで国全体の成長につなげる

2.(9)(参考)新産業創出等研究開発基本計画の概要②（機構が担う中核的な役割）

施策の推進のための方針

【官民の資源集中によるイノベーションの創出】

- 公的資金を呼び水とした民間資金の動員などの取組を推進する
- 機構に係る研究のスピノフにより創業した事業者への出資をはじめ、地域の創業支援事業と連携して科学技術を核とした創業を支えるエコシステム環境を整備する
- 機構の事業は、復興に取り組む地域全体に資する広域的な取組であることが重要である

【機構の機能発揮のための基盤構築】

- 国内外の大学や研究機関等を集積させるため、福島県等が主体的に取り組むまちづくりと緊密に連携し、機構の施設整備を推進する
- 研究開発の中で障害となる規制に対し、機構において研究者や企業等からの要望を集約し国等に提案するなど、実地に即した規制緩和を推進する
- DX等に対応した研究環境を整備するとともに、研究開発機器等の外部利用を積極的に推進することで好循環を創出する
- 国際的な機関とも連携しながら国内外の知見も集積し、世界で活躍する優秀な研究者が柔軟に参画できる研究環境を整備する 等

機構の各機能について

（１）研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野の研究開発を実施する（詳細は次頁）。

（２）産業化機能

- 機構発ベンチャーへの出資、企業との共同研究を可能とする**産学連携体制を構築する。**
- **最先端の設備や実証フィールド等の活用、大胆な規制緩和等により、**国内外の関係者の参画を推進する。
- **戦略的な知的財産マネジメント等により、研究者のインセンティブを確保する。**

（３）人材育成機能

- 我が国が強みを持つ研究分野をリードする大学との**連携大学院制度**を活用する。また、国際原子力機関（IAEA）等と連携し、**廃炉の現場**にも貢献し得る**国際研究者**を育成する。
- **地元の産業界・地方公共団体・大学・高等専門学校等と連携する。**小中高校生等が先端的な研究や科学技術に触れる多様な機会を設ける。
- **クロスアポイントメント制度等**を活用し、**AIやデータサイエンス等にも精通した次世代人材**を育成する。

（４）司令塔機能

- **協議会**を組織し、福島県内の既存施設等の取組に**横串を刺す司令塔**としての機能を最大限に発揮する。
- ロボット分野に包含される航空宇宙や、エネルギー、放射線科学・創薬医療等の技術分野は、我が国の今後の優位性に寄与し得る。**経済安全保障**の観点からも、**研究資源の配分、セキュリティの実施等について戦略的に判断する。**
- 研究の加速や総合調整を図る観点から、基本構想の内容に沿って**既存施設の施設統合及び予算集約**を行う。

2.(9)(参考)新産業創出等研究開発基本計画の概要③ (主な研究開発の概要)

【①ロボット】

廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能となるよう、ロボット等の研究開発を行う。

(研究開発の内容)

- 高い専門性・信頼性を必要とする廃炉作業ロボットについて、触覚フィードバック等の遠隔操作技術を導入し、システムの概念実証を実施し、その後、実用化に向けた試作機の開発を目指す。
- ドローンに搭載可能な水素ガスタービン等の研究開発や福島RTF等を活用した実証により、長時間飛行・高重量積載を実現し、カーボンニュートラルを達成する水素ドローンの実証機を開発する。



【②農林水産業】

スマート農業やカーボンニュートラル等を通じた地域循環型経済モデルの構築を目指し、超省力・低コストな持続性の高い農林水産業に向けた実証研究を行う。

(研究開発の内容)

- 複数ほ場を自律的に移動・作業する自動走行トラクタや地産地消型エネルギーシステム、農林水産資源の循環利用等の実証研究を行い、地域循環型経済モデルのプロトタイプの提示を目指す。
- 農林水産資源の開発のための有用性評価等に係るデータ基盤を整備し、その後、大学、民間企業等との共同研究による製品開発等の実用化プロジェクトを実施する。



複数ほ場を自律的に移動、作業する農機制御システム



〔加工業務用野菜、薬用作物、バイオマス作物〕

【③エネルギー】

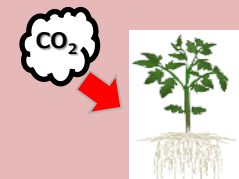
福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とする。

(研究開発の内容)

- 水素エネルギーネットワークを構築するため、電力を水素として高効率に貯蔵・利用するシステム等を開発し、その後、地域内水素エネルギー制御システムを開発する。
- ネガティブエミッションのコア技術となる、大規模なCO2吸収に資する植物・藻類等のポテンシャル評価、性能・生産性向上等及び利用技術の研究開発を行う。



水素エネルギーネットワーク（水素製造施設）



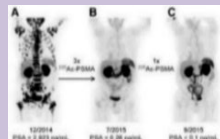
早生、CO2大量吸収等の機能を付与した植物生産（BECCS）

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

オールジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究やRIの先端的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用を実現する。

(研究開発の内容)

- アルファ線放出核種等を用いた新たなRI医薬品の開発等を行う。また、加速器を利用したRIの製造技術など創薬医療分野における世界最先端の研究開発を一体的に推進する。
- 自動車等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化して活用する技術の開発に向け、超大型X線CTの開発、CT画像の高画質化及びそのシミュレーション適用のための技術開発に取り組む。



アルファ線放出核種により前立腺がんが寛解



世界初のガントリック式超大型X線CT装置

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する。

(研究開発の内容)

- 放射性物質の環境動態の解明や将来予測のため、放射性物質の移行等に関する予測モデルを開発し、生態系への影響評価など社会的課題の検討に資する基盤的なデータや知見の提供を行う。
- ICRU等の国際会議の招致とともに、国内研究者等が参加するシンポジウムを開催し、復興に関する情報発信等を行う。



中長期的な環境動態研究の実施



ICRU等の国際会議を招致

2.(9)(参考)福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律について(概要)

令和4年5月27日公布
法律第54号

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正の概要

(1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣**は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

(2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等**の業務を行う。
- ② **主務大臣（※）**は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（7年）を定める**。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価を行う**。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない**。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- (2) 産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- (3) 人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- (4) 司令塔機能：**協議会の設置・運営や協議会の構成員との連携・調整**
- (5) 情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- (2) 処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- (3) 民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- (4) 情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：公布から3月を超えない範囲で政令で定める日（＝6月17日）

（一部の規定は公布日）

2.(10)風評払拭・リスクコミュニケーションの強化

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（平成25年3月～）。
- 平成29年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略（平成29年12月12日策定）

- 「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、令和3年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した風評対策タスクフォースにおいて、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。

2.(10)(参考) メディアミックスによる情報発信の取組

概要

今なお続く風評の払拭に向け、① 福島県の復興の現状等を「知ってもらう」、② 福島県産品を「食べてもらう」、③ 福島県に「来てもらう」の3つの観点から、インターネット、SNS、ラジオ、テレビ等を活用した情報発信を実施。

主な取組

① WEBサイト「タブレット先生の福島の今」の開設

- ・WEBサイトにおいて、復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農産物等の魅力を伝えるためのわかりやすいコンテンツを公開。



② FMラジオ番組「Hand in Hand」

- ・TOKYO FMにおいて福島で活躍する人に焦点を当て、復興への思いを伝える番組を放送。大都市圏（札幌・仙台・大阪・愛知・広島・福岡）や福島で放送。



視聴者数約70万人/回

③ WEBゲーム「ふくしま旅スゴ」の公開

- ・ウェブ上で福島全市町村をサイコロを振って巡り、各市町村に関するクイズと放射線に関するクイズに答えながらゴールを目指すすごろくゲーム。「あつまれどうぶつの森」で利用できる「あつ森マイデザイン」を配布。



④ YouTube動画「おいしい福島」の配信

- ・タレントを起用し、福島県産農林水産物の魅力と安全性等について、分かりやすく、楽しく伝える動画をインストリーム広告も活用してYouTubeで配信。

16動画計850万回再生

<食>



<旅>



⑤ イベントの開催

- ・福島県内自治体等と連携し、大阪において食、観光など福島の魅力や復興の進捗を発信するイベントを開催（R4.3）。
- ・福島の花や「常盤もの」の魅力と安全性を発信する釣り大会及びステージイベントを開催（R4.7 福島県相馬市）。



⑥ 海外に向けたTV番組の放送

- 「Magical Journey Fukushima」（NHK World）
- ・美味しい水から造られる福島名産の日本酒や農産物、温泉等の魅力を紹介しつつ、検査の状況や被災からの復興の様子を紹介。

⑦ 日本在留外国人インフルエンサーによる動画配信

- ・浜通りを巡る旅の魅力を、英語、中国語で配信（R4.2）

2.(10)(参考) 科学的根拠に基づいた正確な情報の発信

概要

国内外に向けて、東京電力福島第一原発事故からの復興の進捗やALPS処理水の処分等について、プッシュ型広告等を活用して、科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報を発信。

主な取組

(1) 国内向け情報発信

① パンフレットの作成・配布

- 放射線の基礎知識や、原子力災害からの復興と安全性について説明するパンフレットを作成。



② マンガの作成・配布

- 放射線の正しい知識や食品の安全性を伝えるマンガを公開・配布。



③ ALPS処理水について説明する動画の配信

- ALPS処理水についてイラストを用いて分かりやすく説明したチラシ及び動画を公開。プッシュ型広告を実施。



189万回再生

④ 健康影響に関する風評を払拭するための動画の配信

- 福島第一原発事故による放射線の健康影響についての国連機関UNSCEARの発表を有識者が分かりやすく解説する動画を公開。プッシュ型広告を実施。(R3.12)



91万回再生

⑤ オンラインツアー・現地視察等

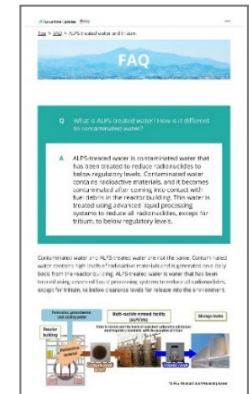
- 福島第一原発の「廃炉」の今を知る一般参加型オンラインツアーを開催(R4.2、当日視聴者：1194名)。

(2) 国外向け情報発信

① ポータルサイト

「Fukushima Updates」の開設

- 外国語のポータルサイトにおいて、外国人のよくある疑問や誤解にQ&Aにより分かりやすく解説。
- ALPS処理水に関するQ&Aを追加。(R3.8)



② 積極的な情報発信

- 「復興の現状」「ALPS処理水」「食・観光の魅力」について、以下を実施。

- ① 欧米紙 (Financial Times) による記事広告 (R4.2)
- ② YouTube動画の配信・プッシュ型広告の展開 (R4.2)



- 日本在留外国人による現地視察・座談会を実施 (R4.8、中国人留学生23名及び中国系報道機関)。

2.(10)(参考)ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信

ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ（概要）

～消費者等の安心と国際社会の理解に向けて～

令和3年8月20日 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（令和4年4月26日改定）

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策（概要）

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

(1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開

- ・ 詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすい動画を発信
- ・ 海域モニタリング結果を発信 等

(2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備

- ・ ウェブ上でのプッシュ型広告を可能な限り活用
- ・ インフルエンサーによる東京電力福島第一原発等視察を強化
- ・ ポータルサイト「Fukushima Updates」において、国内外の消費者等が関心度合に合わせて情報を入手できる環境を整備 等

(3) 消費者等の安心につながる取組の展開

- ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
- ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
- ・ 放射線専門家や料理人等を起用
- ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を検討
- ・ 旅行会社に対して業界団体の広報誌やメールマガジンを活用し情報発信 等

(4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- ・ 放射線副読本を活用した出前授業や教職員研修を実施 等

(5) 政府一体となった施策実施体制の構築

- ・ 関係府省庁の担当者をメンバーとして、一体的に施策実行を担う府省庁横断的な体制を構築

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

(1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援

- ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討・実施 等

(2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施

(3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

(1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応

- ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
- ・ 「Fukushima Updates」にALPS処理水に関するFAQを追加
- ・ 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等

(2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい

- ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
- ・ 輸入規制国の報道関係者の現地視察 等

(3) 国際機関との緊密な協力

- ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関（IAEA、OECD/NEA）と緊密に協力した情報発信

(4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭にいた外交ルートでの説明

- ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等

(5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用

- ・ IAEA総会において、廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントの開催 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

(1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握

- ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象としたインターネット調査結果等を踏まえた情報発信

(2) 風評影響の把握

- ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
- ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析

(3) 風評構造の分析

- ・ 的確な風評対策とすべく、風評の構造（メカニズム）等を分析するとともに、これまで実施した取組の効果測定や評価分析を実施

3.(1)住宅の確保

(1) 仮設住宅

- 大熊町、双葉町からの避難者への供与期間を令和6年3月末まで延長

(2) 防災集団移転

- 新地町、相馬市、いわき市、南相馬市、楡葉町、富岡町、浪江町：移転先の造成工事及び移転元地の市町による買収が完了
- 移転元地の利活用を促進するため復興庁が自治体に対するハンズオン支援（令和4年度は南相馬市）

(3) 災害公営住宅等

- ① 地震・津波被災者向け
整備計画戸数2,807戸が全て完成
- ② 原発事故による避難者向け（復興公営住宅）
整備計画戸数4,890戸のうち、4,767戸完成（令和4年11月末時点）
併設の公園、生活サポート施設（高齢者サポート拠点、診療所スペース）を整備
- ③ 原発事故による避難からの帰還者向け
整備計画戸数453戸のうち、431戸が完成（令和4年11月末時点）
- ④ 帰還者および新たな移住者向け（再生賃貸住宅）
整備計画戸数322戸のうち、174戸が完成（令和4年11月末時点）
- ⑤ 自主避難から地元に戻る子育て世帯向け子育て定住支援賃貸住宅
福島市内に20戸が完成



復興公営住宅（いわき市）



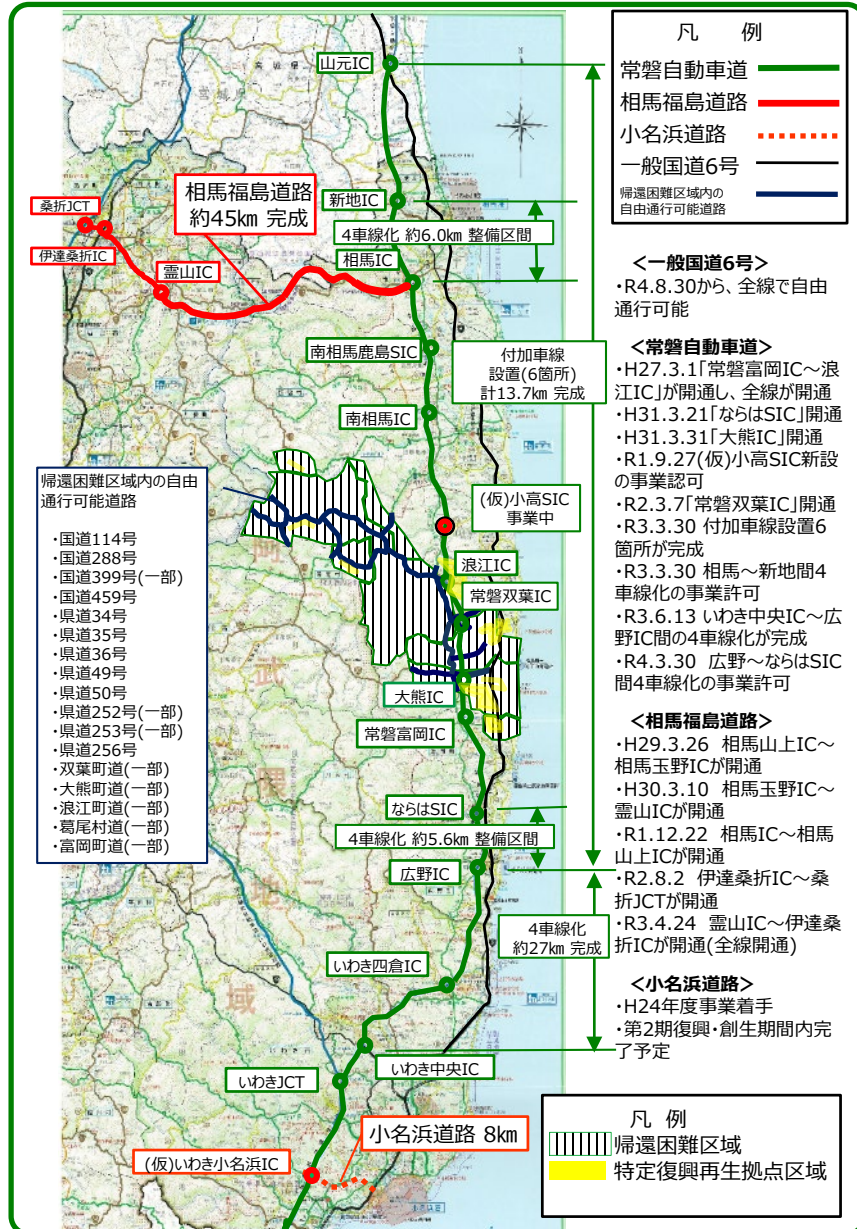
災害公営住宅近くに整備された
「骨太公園」（相馬市）



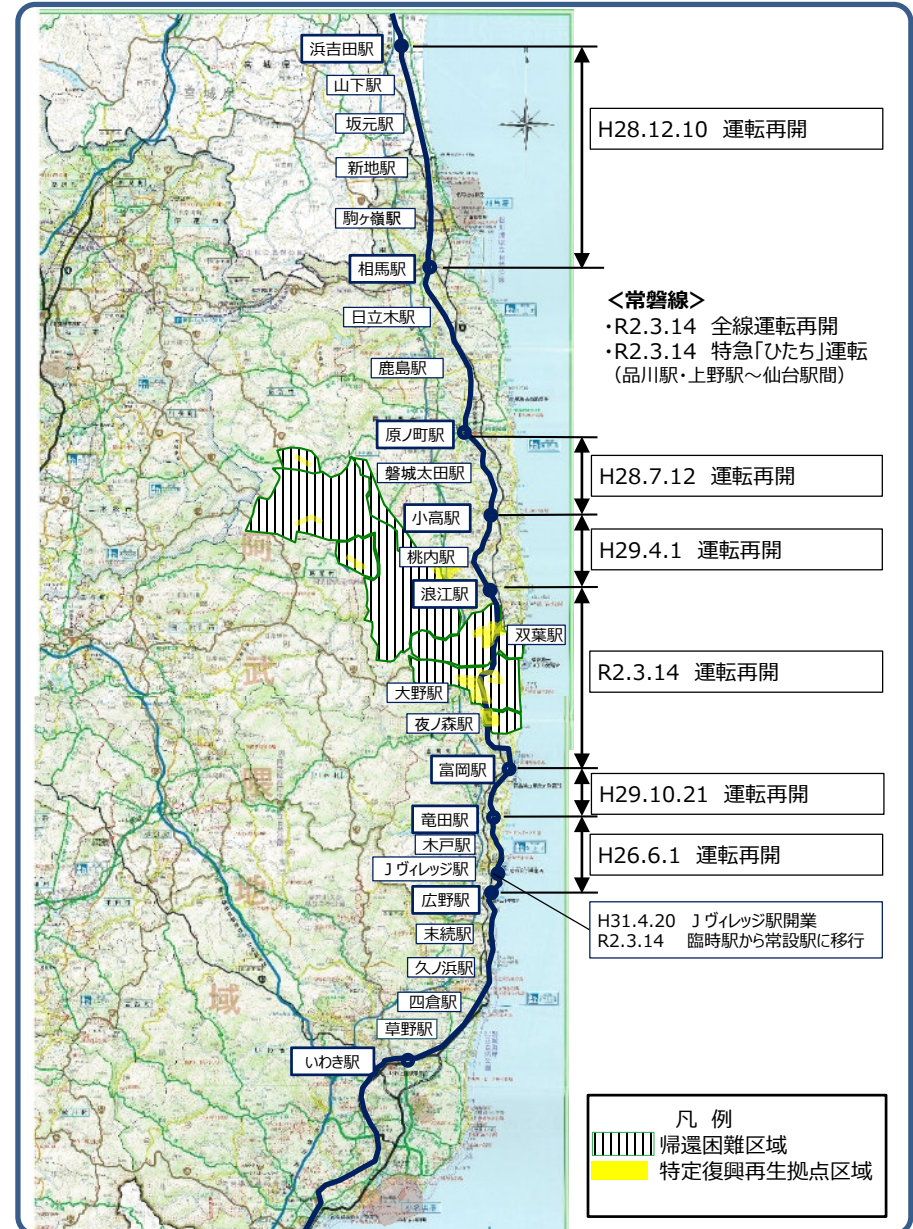
子育て定住支援賃貸住宅（福島市）

3.(2)広域インフラの復旧・整備

【道路】



【鐵道(JR常磐線)】



一次医療（通院、日常診療）

- 市町村単位で診療所の再開・新設
 - － 令和3年2月に大熊町診療所（大熊町）が新設

《避難地域12市町村における医療機関の再開状況》

市町村名	一次医療を担う医療機関数	薬局
田村市（都路地区）	公的 1	－
川俣町（山木屋地区）	公的 1	－
南相馬市（小高区）	公的 1、民間 3	2
飯舘村	公的 1	0
葛尾村	公的 1	－
浪江町	公的 1	0
双葉町	0	0
大熊町	公的 1	0
富岡町	民間 3	0
楢葉町	公的 1、民間 3	1
川内村	公的 1	－
広野町	民間 2	1

福島県「避難地域12市町村における医療機関の再開状況」（R4.1.1現在）及び福島相双復興推進機構「双葉郡周辺の医療機関マップ」（R3.10.1時点）より作成

二次医療（入院、救急）

- 平成30年4月、24時間365日救急医療を提供するふたば医療センター附属病院が富岡町に新設
 - － 多目的医療用ヘリコプターの運航が始まり、搬送時間が短縮。（福島市⇄富岡町の場合、陸路：120分 空路：15分）

医療の復興に向けた取組

- 地域医療再生基金（厚労省・復興特会での積増し）
 - － 診療所の移転・新設や医療従事者確保等に活用
 - － 震災以降、平成29年度まで福島県に730億円を交付後に
 - ・令和3年度予算で54億円 令和4年度予算で29億円を積み増し
 - ・令和5年度概算決定額：24億円
- 生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）
 - － 被災12市町村の診療所への医師の定期的な派遣に活用
- 被災者支援総合交付金（復興庁）
 - － 薬剤師による薬局外での服薬指導や健康教室を実施
 - － 県内外に避難転院した精神科病院入院患者の、帰還や地域移行を支援



避難地域等の高齢者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の状況

市町村名	状況
田村市（都路地区）	特養：再開 1
川俣町（山木屋地区）	-
南相馬市（小高区）	特養：再開 1
飯舘村	特養：継続 1
葛尾村	-
浪江町	特養：いわき市で再開 1 老健：休止 1
双葉町	特養：いわき市で再開 1
大熊町	特養：廃止 1 老健：休止 1
富岡町	特養：廃止 2、開所 1 養護：廃止 1
楢葉町	特養：再開 1 老健：いわき市で再開 1
川内村	特養：開所 1
広野町	特養：再開 1

福島県「避難指示区域内の介護施設等の状況」より作成（R4.11.1現在）

介護の復興に向けた取組

相双地域等における介護サービス提供体制の確保等

（厚労省・復興特会 令和5年度概算決定額：2.9億円）

○ 被災地における福祉・介護人材確保事業

- － 相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付（一定期間従事した場合に返済免除）
- － 全国の介護施設等からの応援職員の確保を支援

○ 介護サービス提供体制再生事業

- － 避難指示解除区域等の介護施設等への運営支援を実施（対象：入所施設・訪問系居宅サービス事業者）

被災者支援総合交付金（復興庁）

- － コミュニティ形成支援として、住民主体で参加できる「通いの場づくり」を促し、生活不活発病を予防
- － 他自治体の通所サービスを利用する際の、要介護者の送迎を支援

小中学校の再開の動向

- ①避難先で学校教育を行っている町
→ 大熊町、双葉町
- ②平成30年度から地元で学校を再開した町村
→ 富岡町、浪江町、川俣町（山木屋地区）、葛尾村、飯舘村
- ③平成29年度までに地元で学校を再開している市町村
→ 南相馬市（小高区）、楡葉町、田村市（都路地区）、広野町、川内村



高等学校の設置等の動向

○ ふたば未来学園中学校・高等学校

平成27年4月、広野町に高等学校を開校（定員1学年160名）。未来創造型教育を推進。平成31年4月に併設中学校を開校（定員1学年60名）し、中高一貫教育を本格始動。令和2年度～「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）」指定校。

○ 小高産業技術高等学校

小高商業高校・小高工業高校を統合、産業革新科を新設し、平成29年4月、南相馬市小高区に開校（定員1学年240名）。イノベーション・コースト構想や地域の復興に寄与する人材育成を推進。令和3年度～ マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業） 指定校。

教育の復興に向けた取組

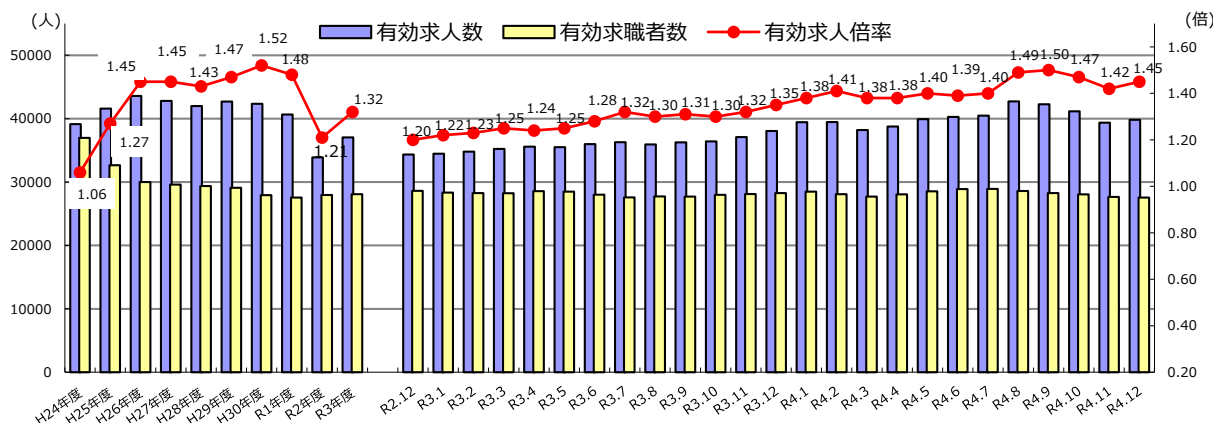
復興庁、文部科学省の教育の復興の主な取組

- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配（文部科学省・復興特会）
 - － 被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置 <R5年度概算決定額 12億円>
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業（文部科学省・復興特会）
 - － 被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置等 <R5年度概算決定額 16億円>
- 福島県教育復興推進事業（文部科学省・復興特会）
 - － 避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援 <R5年度概算決定額 1億円>
- 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成（文部科学省・復興特会）
 - － 構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援 <R5年度概算決定額 1億円>
- 福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成基盤の構築～浜通り地域等における復興知の集積と進化～（文部科学省・復興特会）
 - － 福島復興に資する知（復興知）の浜通り地域等への集積に向けた大学等の取組を支援するとともに、大学等と福島県、関係市町村、研究機関や企業、商工団体等が一体となった地域連携を推進 <R5年度概算決定額 4億円>

3.(6)雇用の状況

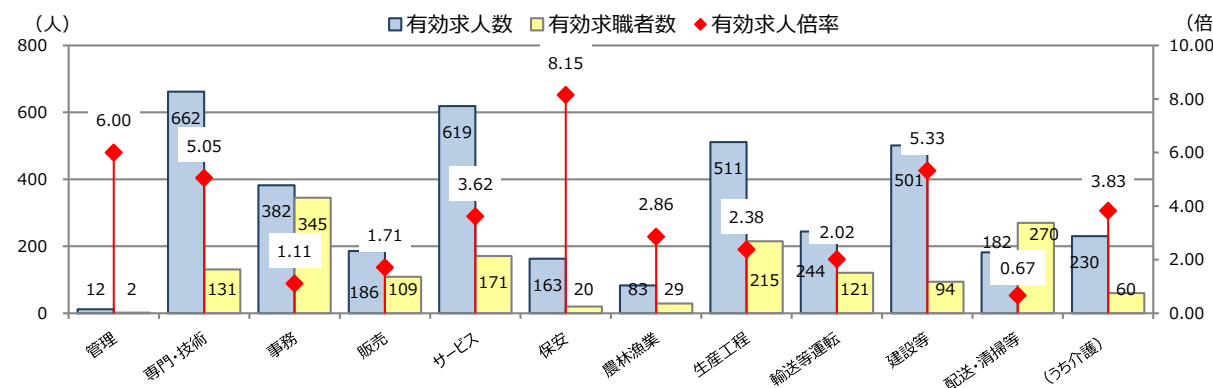
- 福島県内の12月の有効求人倍率は1.45倍（季節調整値）で、前月を0.03ポイント上回った。また、12月の新規求人数は主要7業種のうち、医療・福祉、卸売・小売業を除く5業種で前年同月を下回った。
- 雇用情勢は緩やかに改善している。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況や円安、原材料の高騰等の影響によっては人材需要が減少に転じることが懸念されるため、雇用に与える影響に注意する必要がある。

【福島県内の有効求人倍率（季節調整値の動き：令和4年12月分）】



(注) 1. 月別が季節調整値、年度は月平均で原数値である。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

【相双地域の職種別求人倍率（令和4年12月分）】



(注) パートを含む常用

【資料出所】福島労働局

- 県内の有効求人倍率1.45倍（季節調整値）は全国で19位となっている。
- 県内の地域別有効求人倍率は、相双地区が2.02倍と最も高く、次いで県中・県南地域1.81倍、会津地域1.60倍、いわき地域1.42倍、県北地域1.39倍となっている。（原数値）

【令和4年12月分】（福島県）

月間有効求人数 : 約4.0万人 (約3.8万人)
 月間有効求職者数 : 約2.5万人 (約2.6万人)
 新規求人数 : 約1.5万人 (約1.4万人)
 新規求職申込件数 : 約0.5万人 (約0.5万人)

※原数値、カッコ内は前年同月の数値

- 相双地域の12月の有効求人倍率は、令和2年6月以降2年7月ぶりに2倍を超え、2.02倍と高い水準となっており、引き続き人材確保の困難な状況が続いている。
- 相双地域の12月の職種別求人倍率は、専門・技術5.05倍、サービス3.62倍、保安8.15倍、生産工程2.38倍、建設等5.33倍と人手不足となっている。一方、配送・清掃等は0.67倍と職種間で求人・求職の需給状況に偏りが生じている。

3.(7)被災地における雇用支援

- 原子力災害の影響による被災求職者に対し、県・市町村が、企業、NPO等への委託により、一時的な就業機会を創出（原子力災害対応雇用支援事業）。
- 被災地の安定的な雇用を創出するため、雇用のミスマッチが見られる分野等の事業について、グループ補助金等の産業政策と一体となった雇用支援等を一定期間実施（事業復興型雇用確保事業）。

原子力災害対応雇用支援事業

【事業開始可能期間】

令和4年度末まで

【実施地域】

原子力災害被災12市町村及び
その出張所等所在自治体

【対象事業】

福島県又は原子力災害被災12市町村及び
その出張所等所在自治体が実施する原子力
災害に由来する事業（他の事業で措置できな
い事業であって、福島県被災求職者を雇用し
て行うもの）

事業復興型雇用確保事業

【事業実施期間】

事業を再開等した中小企業が、被災求職者等を雇用した場合、3年間助成（初めて被災求職者等を雇用した日から起算して2年間の間に雇用した被災求職者等が助成対象）

【実施地域】

福島県は全域（岩手・宮城は沿岸部）

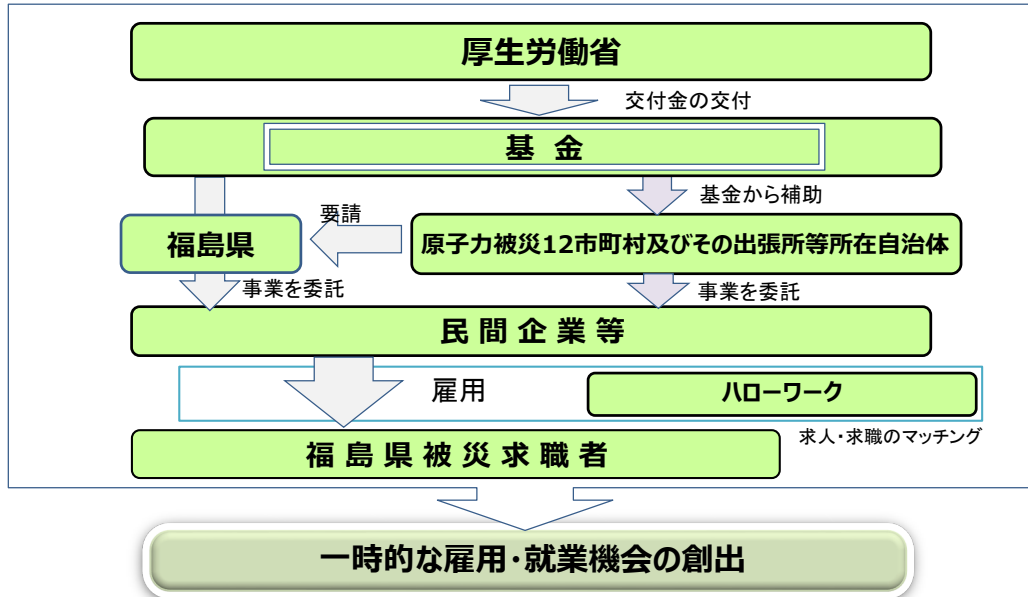
【対象事業所】

雇用のミスマッチが見られる分野等の事業で、グループ補助金等の国や自治体の産業政策の支援の対象となっている事業所（雇入費助成については被災求職者等を雇入れた場合に助成）

【助成内容】

- 雇入費助成
 - ・福島県被災15市町村の企業（大企業も含む）
1人当たりの助成額225万円（3年間）
 - ・それ以外の市町村の企業（中小企業に限る）
1人当たりの助成額120万円（3年間）
 - ・1事業所につき、2,000万円を上限（3年間）
- 住宅支援費助成
 - ・住宅支援に対する助成（導入・拡充に要した経費の3/4。
1事業所につき、年額240万円を上限）

「原子力災害対応雇用支援事業のスキーム」

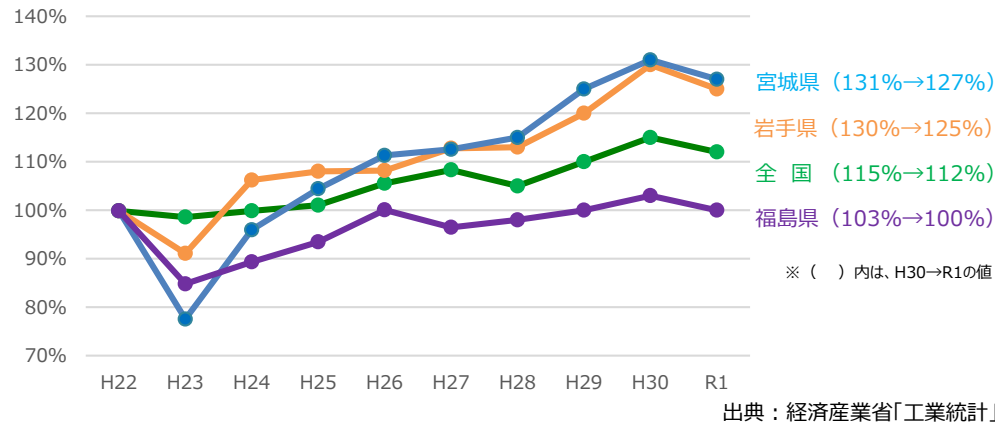


3.(8)産業の復興

- 製造品出荷額は、概ね震災前の水準を回復。なお、沿岸部の自治体では回復に地域間での幅がある。
- 令和4年12月20日現在、避難指示区域等所在商工会会員2,191事業所のうち1,839事業所（83.9%）が事業を再開。会員2,191事業所のうち地元で再開した事業所は半数の1,145事業所（52.3%）となっている。 ※県商工会連合会調べ

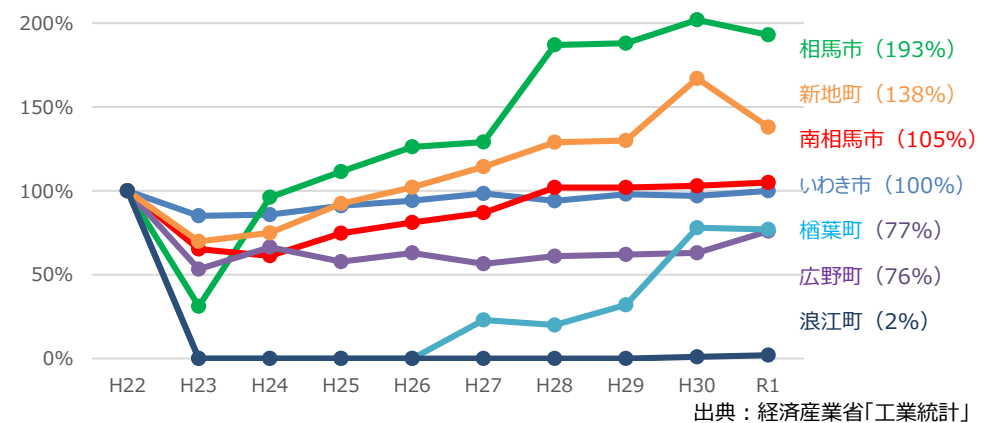
製造品出荷額等

（平成22年比）



沿岸部の主要自治体別の製造品出荷額等

（平成22年比）



被災事業者等の自立支援

【中小企業等グループ補助金】

- 被災中小企業者等の施設・設備の復旧・整備を支援。
- 431グループの実績。（平成23年度～令和3年度累計）

【官民合同チームによる訪問支援】

【地域復興マッチング『結の場』】

- 被災地域企業と支援する大手企業等とのマッチング。
- 大手企業等は自社ノウハウ等、社内販売等販売機会、人材育成プログラム等を提供。
⇒ 連携事業の創出
- これまでに県内でワークショップを10回開催。

産業の集積

【企業誘致】

- 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等による誘致。
- 工場の新増設：平成24年～令和3年までの届出は723件。令和3年の届出は40件で直近の10年で最少となった。

【福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進】

【福島新エネ社会構想の推進】

【研究開発・産業創出拠点の整備】など

3.(8)(参考)福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- チーム員は総勢276人（このうち国の職員は46人。2022年10月1日現在）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,700の商工業者及び約2,500の農業者を個別訪問する（2022年10月1日現在）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

北村 清士（株式会社東邦銀行 相談役）

体 制

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福 島 県
(農林水産部)

原子力災害対策本部
(農林水産省)

(独)中小企業基盤整備機構

3.(8)(参考)企業立地補助金等支援事業

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

事業目的：

- 東日本大震災で被害を受けた津波浸水地域（岩手県、宮城県）及び福島県（避難指示区域等※を除く）の一部地域を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図る。

※ 「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応

実績（福島県）： 202社（令和4年9月16日現在）

採 択 例：
山菱水産(株)（いわき市）
日東工器(株)（福島市）
(株)菊池製作所（福島市）
ニプロファーマ(株)（白河市）

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

事業目的：

- 被災者の「働く場」を確保し、自立・帰還を加速させるため、福島県の12市町村の避難指示区域等※を対象に、工場・物流施設・店舗・社宅等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。

※ 福島イノベ構想の重点推進分野に係る事業については、浜通り等15市町村に対象区域を拡大。

実績（福島県）： 131件（令和4年10月7日現在）

採 択 例：
ヒメジ理化(株)（田村市）
ミズホ金属(株)（南相馬市）
(有)ワインディング福島（南相馬市）
(株)コネクトアラウンド（大熊町）

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金

事業目的：

- 本補助金は、将来性と成長性が見込めるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、地域経済の活性化に貢献することを目的としている。

採択件数： 21社（令和2年～令和3年度累計）

採 択 例：
東北江南(株)（二本松市）
内外エレクトロニクス(株)（伊達市）
AGCエレクトロニクス(株)（本宮市）
(株)郡山製餡（郡山市）

中小企業等グループ補助金

事業目的：

- 東日本大震災により被災した県内中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出のための事業を支援する。また、従前の施設等への復旧では、事業の再開や継続、売上の回復等が困難な場合には、現状復旧に代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(新分野事業)の実施も支援する。

実績（福島県）： 431グループ（平成23～令和3年度累計）、1,193億円の支援

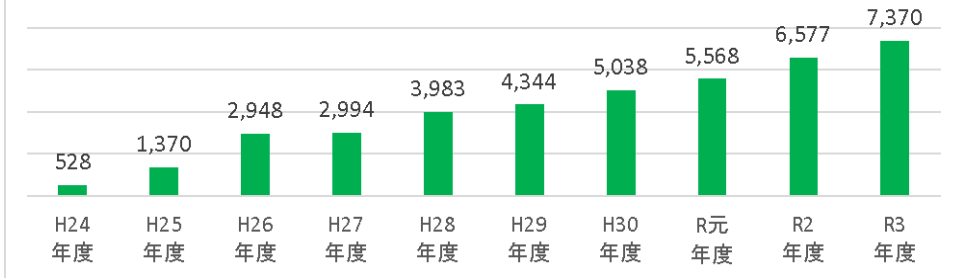
採 択 例：
相馬市松川浦観光振興グループ（相馬市）

3.(9)農林水産業の再開

農業：原子力被災12市町村の営農再開面積は42.6%

- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298haのうち、令和3年度末までの営農再開面積は7,370ha（42.6%）。
- 被災12市町村における令和4年産水稻作付見込み面積は約5,094ha。
- 米の全量全袋検査は、平成27年産米以降、基準値（100Bq/kg）超過がなく、令和2年産米から被災12市町村以外はモニタリングへ移行。4年産米からは広野町、川内村がモニタリング対象地域に移行。
- 令和3年度の福島県産米の輸出量は、398トン（対前年度比168%）で過去最高。

原子力被災12市町村営農再開面積（単位：ha）



漁業：本格操業に向けた水揚量回復及び販路拡大の取組を実施中

- 沿岸漁業等は令和3年3月末で試験操業を終え、本格操業への移行段階。
- 福島県内全10漁港は令和3年11月の浪江町請戸漁港の復旧工事完了により全て復旧。
- がんばる漁業復興支援事業の活用等により各漁協で水揚量の回復及び販路拡大に向けた取組を実施中。
令和4年6月に相馬双葉地区小型船部会の漁業復興計画が認定。

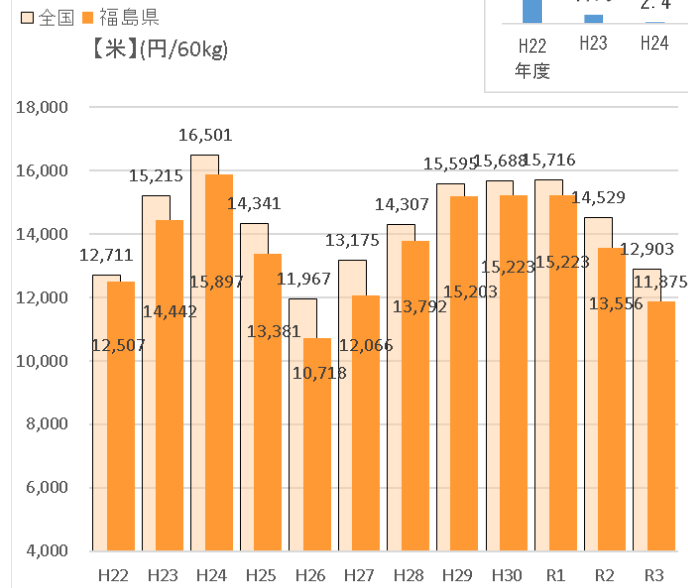
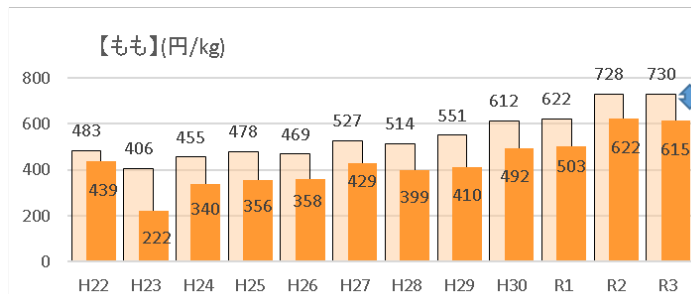
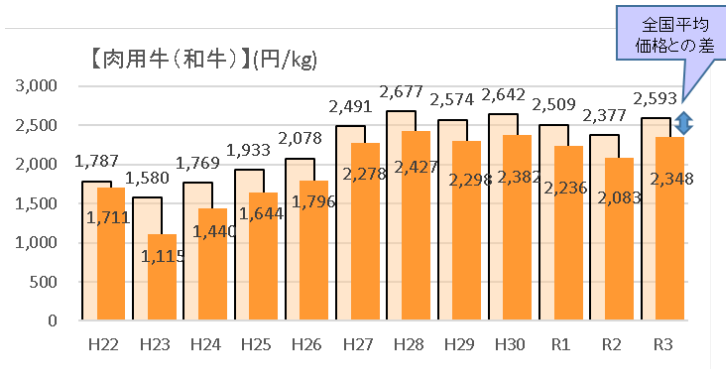


原釜荷捌き施設（相馬市）

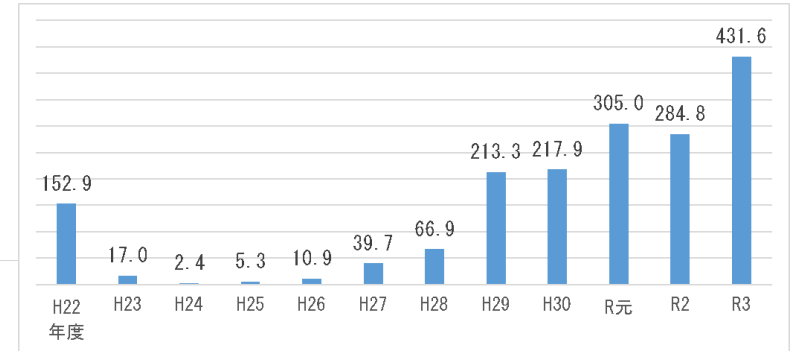
3.(9)(参考)農産物価格の推移と輸出

- 福島県産農産物の価格は、震災・原発事故以降、全国的に全国平均を下回る状況となった。その後、価格差は徐々に縮小しているものの、牛肉やももなどの品目は依然全国平均を下回る。
- 海外への輸出については、令和3年度の福島県主要農産物の輸出量は432トンと過去最高。

【主な農産物の価格の推移】



【福島県農産物の輸出状況（単位：ト）】



品目	R3年輸出量（対前年度比）
米	397.8ト（168%）
青果物	29.9ト（66%）
牛肉	3.8ト（186%）
合計	431.6ト（152%）

（出典）福島県「復興・再生のあゆみ＜第9版＞」（令和4年12月27日）、東京都中央卸売市場市場統計情報、福島県資料

3.(10)観光客の推移

観光客数は、震災直後に大幅に落ち込み、令和元年まで回復傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受け、令和3年においても教育旅行・インバウンドで厳しい状況。

福島県観光関連復興支援事業【観光庁】（R5概算決定額：5億円）

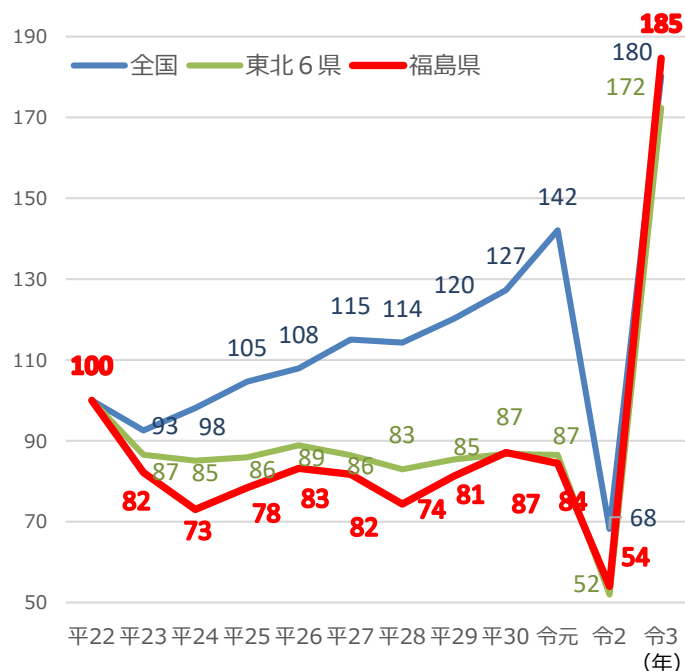
福島県が実施する①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査を支援し、国内外から福島県への誘客を図る。

ブルーツーリズム推進支援事業【観光庁】（R5概算決定額：3億円）

海水浴場の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの開発、海にフォーカスしたプロモーションの強化、ビーチの国際認証の取得に向けた取組等を総合的に支援する。

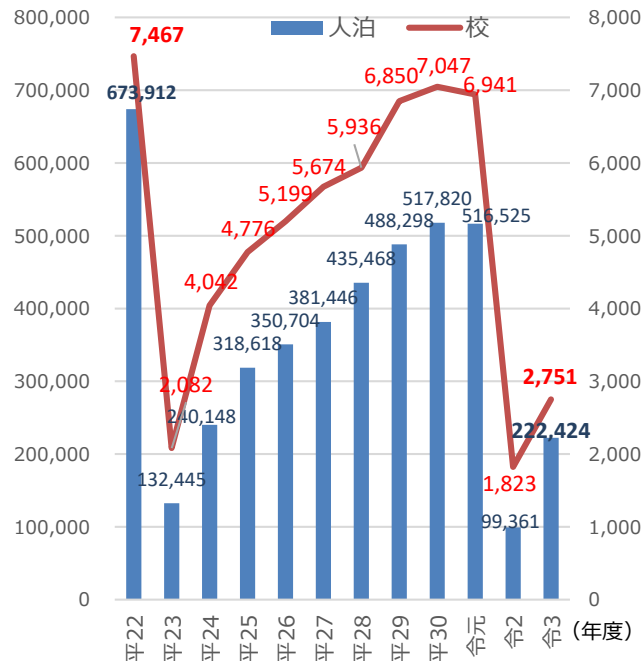
観光客の宿泊者数の推移

(単位：%)



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき福島復興局により作成

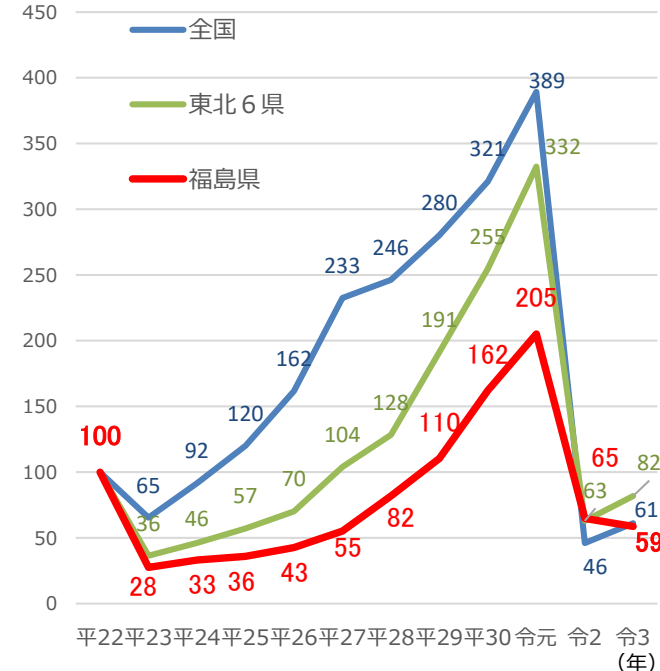
教育旅行の福島県内宿泊者数



(出典) 福島県「令和3年度福島県教育旅行入込調査報告書」結果に基づき福島復興局により作成

外国人延べ宿泊者数の推移

(単位：%)



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき福島復興局により作成

3.(11)除染等の進捗状況

①除染特別地域（国直轄除染）

環境大臣による除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に相当

（田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の11市町村）

○H29.3 除染実施計画に基づく面的除染が完了

②汚染状況重点調査地域（市町村除染）

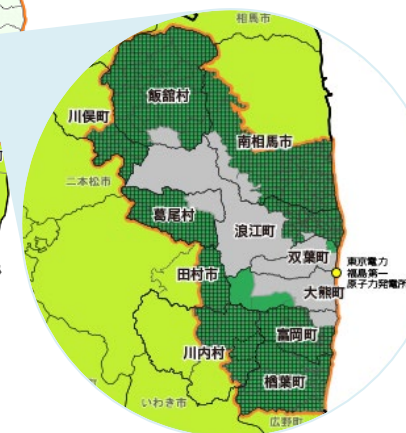
環境大臣による対象地域の指定

（放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）以上の地域）

○H30.3 除染実施計画を策定した36市町村全ての
面的除染が完了



帰還困難区域を除き、
面的除染が完了



③その他放射性物質除去関連対策

里山再生事業

○平成28年3月に復興庁・農水省・環境省でとりまとめた「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「**里山再生モデル事業**」を実施。

○令和2年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、令和2年度以降も「**里山再生事業**」として里山の再生に向けた取組を実施している。6市町村9地区で事業を実施中（令和4年10月現在）。

3.(12)中間貯蔵施設の整備等

○中間貯蔵施設

- ・福島県内で大量に発生した除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設。
- ・双葉町・大熊町に設置。

○貯蔵するもの（県内の除去土壌等の発生量は、H30.10時点の推計で約1,400万 m^3 ）

- ①仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）
- ②10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

※8千～10万Bq/kgは富岡町の特定廃棄物埋立処分施設で処分（H29.11搬入開始）



受入・分別施設（1期双葉工区）

事業の進捗状況と見通し

【用地】○民有地の契約面積率：予定地全体の約80.0%（民有地面積の約93.4%）（R4.12末）

【施設】○受入・分別施設：H29.6に双葉工区、H29.8に大熊工区で試運転開始

○土壌貯蔵施設：H29.12に双葉工区、H29.10に大熊工区で除去土壌等の貯蔵を開始。

【輸送】○H27～R3年度：約1,289万 m^3 を輸送済み。

○52市町村のうちR3年度中に39市町村からの搬出を完了。

→R3年度末には輸送の概ね完了を達成した（特定復興再生拠点分を除く）。

○R4年度：約49.3万 m^3 の輸送を完了（12月末時点）